

| | | |
|---------------------------|-------------|---|
| 要望項目 | | |
| (1)土地改良事業実施地区の農振除外 | | |
| 要望地区 | | |
| 埼玉北 | | |
| NO | 市町村名 | 回答及び反応 |
| 1 | 深谷市 | 令和2年11月5日付で国のガイドラインが改正されました。現在、土地改良事業を実施している地区内の農用地（受益地）で事業系の店舗・駐車場や資材置き場などを目的とする農振除外の申出は行えなくなりました。自己用住宅・農家住宅の建築を計画する場合の農振除外については、これまでと同じ立地の基準となっており、変更となる点はございませんので、ご相談をいただければと存じます。 |

| | | |
|---|-------------|---|
| 要望項目 | | |
| (2)市街化調整区域内農地の「農地転用許可」・県知事許可から越谷市許可へ権限移譲申請推進 | | |
| 要望地区 | | |
| 越谷 | | |
| NO | 市町村名 | 回答及び反応 |
| 1 | 越谷市 | 農地転用の許可は、申請者に農地転用行為に必要な資力及び信用性に関して判断する必要があります。このことから、埼玉県による総合的・広域的な対応を行っております。権限委譲を受けた場合でも、大幅な事務処理期間の短縮は望めなく、本市の地域性・特色等を反映できるような審査基準の緩和はされません。案件の内容によっては、審査前の段階で申請書類の補正(内容確認や書類の追加提出など)を求められており、許可予定が大幅にずれ込む場合があります。埼玉県を含めた複数の視点で確認を行い、常に公正・公平に、且つ適正に審査する必要があることから、埼玉県からの権限委譲を受けることは、慎重に取り組むべきと考えております。 |

| | | |
|--------------------------|-------------|--|
| 要望項目 | | |
| (3)市街化調整区域の宅地付け農地 | | |
| 要望地区 | | |
| 北埼玉 | | |
| NO | 市町村名 | 回答及び反応 |
| 1 | 羽生市 | 農地に関しては、他の就農者への貸し付けや売却などを勧めることしか方法がなく、農地付きの空き家の売却に進めないケースがあり、問題解決に至っていないのが実情です。他市の事例や関連法令の精査、また、羽生市農業委員会・羽生市空家等対策協議会及び関連部署と連携し、「付け農地」の拡充等、問題の解消に向け研究してまいります。 |

| | | |
|----------------------------------|-------------|--|
| 要望項目 | | |
| (4)開発事業者が行う埋蔵文化財包蔵地内の発掘調査 | | |
| 要望地区 | | |
| さいたま浦和、大宮、埼葛 | | |
| NO | 市町村名 | 回答及び反応 |
| 1 | さいたま市 | 仮設トイレや仮設事務所、重機等のリース料については、発掘調査を請け負うさいたま市遺跡調査会において各リース業者と単価契約の見積合わせを行い、年間を通して同じ単価で精算をしております。また、調査報告書作成費用については、埼玉県内で統一して使用している精算ツールから計算された報告書ページ数を基にさいたま市遺跡調査会にて精算しております。開発事業者の皆様とさいたま市遺跡調査会との協議については、現在ご要望があればその都度協議の機会を設けているところです。その際いただいた、見積に関するご要望（仮設トイレなどは開発事業者側で用意するのでその見積からは外してほしいなど）については、可能な範囲で見積に反映できるようさいたま市遺跡調査会と調整しております。 |

| | | |
|------------------------------|-------------|---|
| 要望項目 | | |
| (5)埋蔵文化財包蔵地の調査費用の救済措置 | | |
| 要望地区 | | |
| 川口、彩央 | | |
| NO | 市町村名 | 回答及び反応 |
| 1 | 上尾市、桶川市、北本市 | 市長・議長へ報告いたします。 |
| 2 | 鴻巣市 | 議場へ報告いたします。 |
| 3 | 伊奈町 | 議員へ配布いたします。 |
| 4 | 川口市 | 開発事業等については、できるだけ保存措置を講じて発掘調査を避けることができるよう、事業者と協議し、やむを得ず発掘調査が必要な場合は、発掘費用を埼玉県が定めた「埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準」に基づき、調査は記録保存のために必要な範囲にとどめるなど、負担軽減につながるよう努めてまいります。 |